

姫路市公告第 667号  
令和7年12月 8日

姫路市長 清元秀泰

### 一般競争入札について

令和7年度 窓口予約サービス実証導入業務委託について、一般競争入札により契約を締結するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項の規定により下記のとおり公告する。

### 記

#### 1 入札に付する事項

##### (1) 業務名

令和7年度 窓口予約サービス実証導入業務委託

##### (2) 概要

本市のフロントヤード改革としてDXを通じた「しごと・窓口改革」を推進するため、市民と職員にとって望ましい窓口の姿「行かない・待たない・書かない」の実現を目指し、待たない窓口として窓口予約サービスと発券による順番待ちサービスを連動したサービスを導入する。

##### (3) 委託期間

令和8年1月1日から令和8年3月31日まで

サービスの構築期間を含む利用期間は、令和8年1月1日から令和10年12月31日までの36か月を想定しており、令和8年度以降も単年度契約を予定している。

##### (4) 入札及び開札の日時

令和7年（2025年）12月23日（火） 14時00分

##### (5) 入札及び開札の場所

姫路市役所本庁 高層棟5階 デジタル戦略本部会議室

##### (6) 担当課

姫路市デジタル戦略本部 デジタル戦略室 （電話：079-221-2395）

#### 2 入札参加資格

次に掲げる条件を全て満たす法人とする。

- (1) 姫路市入札参加資格制限基準（平成25年3月25日制定）に該当しない

者

- (2) 公告の日の時点で姫路市登録業者指名停止等措置要綱（昭和62年6月25日制定）に基づく指名停止を受けていない者及び指名停止の措置要件に該当しない者
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て（同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる場合における更生手続開始の申立てを含む。）がなされていない者（国土交通省の一般競争参加資格の再認定を受けている者を除く。）及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者（国土交通省の一般競争参加資格の再認定を受けている者を除く。）
- (4) 姫路市税（納税義務がある場合に限る。以下同じ。）、消費税及び地方消費税並びに法人税に滞納がない者
- (5) 他の入札参加申込者の協力会社等として重複参加していない者
- (6) 競争入札の参加資格等について（平成23年姫路市告示第408号）第5項の規定により業者登録名簿に登録された者で、かつ、業種「コンピュータ・情報処理関連業務」、詳細業種「システム開発・運用」または「その他」に登録されている者
- (7) 姫路市が行う建設工事等の契約からの暴力団排除に関する要綱（平成25年4月1日制定）第3条各号のいずれにも該当しない者

### 3 入札に必要な書類を示す場所及び日時

入札参加申込書、仕様書その他の入札に必要な書類は、公告の日から市ホームページ (<https://www.city.himeji.lg.jp/sangyo/0000032201.html>) に掲載する。

### 4 入札参加申込み、入札参加資格の審査等

#### (1) 入札参加申込受付期間

公告の日から令和7年12月12日（金）までの間（姫路市の休日を定める条例（平成2年姫路市条例第15号）第2条第1項各号に掲げる本市の休日（以下「休日」という。）を除く。）の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで

#### (2) 入札参加申込方法

デジタル戦略室に事前に電話にて連絡の上、入札参加申込書（二者契約）を記入し、持参又は電子メールを送付した上で原本を郵送でデジタル戦略室まで送付すること。

**入札参加申込書と併せて、第2項第4号を証明する書類（納税証明書）を提出すること。**

(3) 入札参加資格の審査

提出された書類を基に受付後2日（休日を除く。）以内に参加資格の審査を行い、その結果を入札参加者決定通知書により通知する。

(4) 仕様書等に関する質問

参加申込みを行った者は、仕様書等に関する質問を行うことができる。質問は所定の様式に記入し、令和7年12月12日（金）午後5時までに電子メールで提出すること。質問に対する回答については、全ての参加者に対し、同月16日（火）に行う。

(5) 入札参加申込みに当たっての注意

ア 入札参加申込書の記載に当たっては、必ず本市の業者登録を行っている業者名、住所等を記入し、登録している印を押印すること。登録と相違がある場合は、失格となる。

イ 入札後において、入札参加資格がないことが判明した場合は失格とし、その者が落札者である場合は、次点を繰り上げる。

ウ 詳細な注意事項、場所等については、参加申込時に案内書を交付するので、そちらを参照すること。

5 入札の無効について

次に掲げる入札は、無効とする。

(1) 入札に参加する者に必要な資格のない者が行った入札

(2) 入札書が所定の日時までに提出されない入札

(3) 同一事項の入札について、他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をした者の入札

(4) 不正行為によってなされたと認められる入札

(5) 金額記入のない、又は明確でない入札書及び入札金額に訂正のある入札書による入札

(6) 入札者の住所（法人の場合は所在地）、氏名（法人の場合は、法人名及び代表者の氏名）の記載及び入札者の押印のない、又は明確でない入札書（代理人が入札する場合は、委任者の住所・氏名並びに代理人の氏名の記載及び押印のない、又は明確でない入札書）による入札

6 入札保証金及び契約保証金について

(1) 入札保証金は、免除する。

(2) 契約保証金については、姫路市契約規則（昭和62年姫路市規則第29号）第29条の規定を適用する。